

第九十一回国 参議院 文教委員会 會議録 第五号

昭和十五年三月二十七日(木曜日) 午後一時八分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

柏原 ヤス君

補欠選任

鈴木 一弘君

三月二十六日

辞任

山本 富雄君

補欠選任

塩見 俊二君

林 寛子君

宮之原貞光君

土屋 義彦君

安永 英雄君

三月二十七日

辞任

土屋 義彦君

鈴木 一弘君

田淵 哲也君

補欠選任

金井 元彦君

柏原 ヤス君

柳澤 鍊造君

出席者は左のとおり。

委員長

大島 友治君

理事

高橋 誉富君

前田 勲男君

勝又 武一君

小巻 敏雄君

委員

金井 元彦君

山東 昭子君

内藤三郎君

藤井 丙午君

望月 邦夫君

吉田 実君

松前 達郎君

柏原 ヤス君

白木義一郎君

国務大臣

文部大臣

谷垣 專一君

文部大臣官房長

宮地 貫一君

文部大臣官房会

植木 浩君

計課長

佐野文一郎君

文部省大学局長

篠澤 公平君

文部省学術国際

局長

常任委員会専門

員

事務局側

瀧 嘉衛君

説明員

石井 敏弘君

科学技術庁計画

局科学調査官

科学技術庁研究

調整局宇宙企画

課長

佐々木壽康君

工業技術院総括

研究開発官

高田 利男君

本日の会議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する等の法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、田淵哲也君及び土屋義彦君が委員を辞任され、その補欠として柳澤鍊造君及び金井元彦君が選任されました。

○委員長(大島友治君) 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○勝又武一君 大臣にお伺いをいたしますが、昨日の午後からけさにかけて、甲子園御苦労までございました。大臣が率直に開会式あるいは始球式等をおやりになりました御感想について、まず承りたいと思います。

○国務大臣(谷垣專一君) 大変どうもお忙しい時期に国会をしばらくあれさしていただきまして、甲子園に迎えましたの選抜高校野球の開会式に列席をしまりました。

非常にたくさんの方々がお集まりをしておられました、参加いたします者もまことに元気いっぱいプレレを開始しております。高校生の野球がここまで大きくなり、またそのことが国民全体の体育、スポーツの進展にきわめて大きな役割を果たしておることを痛感して帰つてまいりました。

大変無理を申しまして、恐縮に存しております。○勝又武一君 私は非常にいいことだと思つていますので、そういう趣旨でお聞きをいたしました。

昨年の夏の甲子園の大会でありましたが、主催新聞社から優勝したチームに劣らない高い評価を受けたチームがございました。延長十五回、一回戦で敗れましたけれども、このチームがそういう高い評価を受けた理由が二つございまして、一つは、県立高校ですが、学区内の中学校出身者だけのチームでありました。これが一つです。つまりいまの高校野球、甲子園へ出るチーム等は、多くのところから幅広いスカウトまがいの、選手集めまがいのことをやっているのに比べて、そこところは全くその学区内の中学校出身者だけ。

もう一つは、そのチームは文武両道、スポーツと、勉学と野球を両立させたという点が高く評価

をされました。そのチームは、県内の準々決勝、準決勝、決勝というときにも、一日試合の日にも四時間程度の勉強をしている。甲子園に臨んだときにも合宿所に参考書を持ち、勉強を欠かさなかつた。決勝戦当日も四時間ぐらひ勉強して臨んだという、これは県内の優勝戦ですが、甲子園にいた間もずうつとそのことが高く評価をされた高等学校でありました。こういう高等学校について大臣はどんな御感想をお持ちになりますか。

○国務大臣(谷垣專一君) 昨年の甲子園の試合におきまして富士高校が、非常にいま申されましたようなことで、感激をもって周辺の諸君から評価をされておつたという事実をよく私は承知いたしております。

きょうも参りまして、いろいろ関係者の諸君からのお話を聞きまして、いままでも無名の高校が今度初めて出てきておるといふような事情がどういふことにあるかというふうなことも聞いてみますという、やはりそれを指導されておる先生方と部員の諸君とのまとまりと申しますか、一つの気持ちの通じ合ったそのものが非常に力強い発展をいたしまして、そして選抜野球に出場するまでに成長しておるといふようなことが言われておること、私も実際にきょう行つて聞いてまいりましたのでございます。単にスポーツとしての心身の鍛練にとどまらないと思ひます。

きょうも私は選手に申し上げたのであります。非常に大きな責任感を皆自覚をしておりますけれども、その責任感に、重圧に押しひしがれることなく、それを克服してやつてまいらなければなりません。選手に申し上げたいのは、これは全く単にスポーツ、身体の問題だけではなく、強い精神的な鍛練を要求されておるものと私は考えております。当然そういう問題は、私は学業の問題にもそれだけの力強いものを持つて対処

することができると、こういうふう
考えておられるわけでございますが、私は高校野球が
教育の場としても非常に大きな面を持っていま進
められておることを高く評価すべきである、こう
いうふうな考えております。

○勝又武一君 いま私は一つの高校の例を申し上
げましたが、多くの高校の中にそういう高校があ
ると思えますが、実は国立大学の附属高校の中に、
このように、たとえば野球と勉学を両立するとか、
スポーツと勉学を両立しているような附属高等学
校が、国立大学の附属高校の中にどのくらいある
でしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 国立大学の附属高校
は、もちろん中等教育を担当する学校として生徒
の教育に当たるということもよりでありませ
が、学部における教育指導の実験的、実証的な研
究に協力をする、あるいは教育実習生を受け入れ
るといふような特別な任務を持っているものでご
ざいます。そういった任務を持っている高校とし
て、それぞれの高校がみずからのあり方をその目
的に適合したものとすべく努力をされていると考
えておりますが、いま先生がおっしゃるような形
の文武両道という形で甲子園に出場するというよ
うな形の実績を上げているものがあるということ
は、私はまだ承知をいたしておりません。

○勝又武一君 大臣、ここに四月四日の週刊朝日
があるのですが、その中に国・公立校ほか大学合
格者高校別一覽という速報がございまして、これ
見ますと、東大合格者高校別ランキングを見ま
しても、国立大附属高校というのは、言われてい
るところの一流大学への合格率というのがきわめて
高い高等学校ですね。つまり学力の高いレベルに
あるのが多い、こう思いますけれども、一体この国
立附属高校を設置をした理由、あるいは教育目標、
こういうものは一体何なんでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) ただいまも申し上げ
ましたように、通常の高等学校としての任務のほ
かに、学部の教育研究に協力するという任務と、
もう一つ、教育実習生を受け入れて教育実習を

行っていく機関としての任務、それを持って設置
をされているものでございます。

○勝又武一君 いま局長のおっしゃった趣旨から
いきますと、私はもつと国立大学の附属高校とい
うのは、いろいろの個性的な学校があつていいだ
ろうし、それから、ただ一学期中の一流大学と言
われているところだけへいく、そういうことだけ
が何か目的のような高等学校にならない方が、い
ま局長のおっしゃっている趣旨に沿うんじゃない
か、そう思いますが、たとえばこの附属高校への
入学状況なり、この辺は一体いまだどんなになつ
ているのでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 一般的に申しまし
て、幼稚園から中学校までの附属校についても、
一時は先生御指摘のようないわゆるエリート校化
の危険というものも強く指摘をされたところでご
ざいます。中学校までのところは、これまで鋭意
その選抜方法の改善に努力をいたしまして、すべ
ての学校が抽せん制を取り入れるというような形
で、本来の附属学校の設置の趣旨に沿った入学者
選抜を行う努力がなされ、これは顕著な改善が認
められると思っております。

ただ、高等学校の場合には、もちろん特に進学
を意識した準備教育を行うことを方針としてい
るわけではございませんけれども、応募者の競争倍
率が全般に高くて、いわゆる学力の高い生徒が集
中をする結果になっていくということは従来から
あるわけでございます。この点についても関係の
大学の間において、改善の努力はされておしま
して、今年度で見ますと、従来一校であった抽せん
制を導入している高校に加えて、新しく二つの高
等学校が抽せん制を導入をする、あるいは県立高
校と統一試験を行うというような方法をとるもの
が、東京所在の四校が試験日を統一をし、大阪の
一校が府下の私立学校の試験日を統一をする、そ
のような努力も行われているわけでございます。

この点は関係の大学でつくっております日本教育
大学協会においても、問題を十分に意識をして高
校の入学者選抜方法の改善についての努力を行つ

ているところでございます。まだまだ十分でない
点があることは、私も率直に認めなければな
りませんけれども、現在は大学の側、附属高校の
側においても、積極的に問題を意識して、何とか
附属学校設置の本来の目的に沿った選抜が行われ
るような改善の工夫をしようとしているところで
ございますので、そうした方向での努力がさらに
進められますように、私も指導を重ねてまい
りたいと思っております。

○勝又武一君 何というんですか、入学して
くる子供たちの親の所得階層といましようか、
年間収入といましようか、そんなのはどの程度
ぐらゐの所得階層の方が多いんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘の点につ
いての調査をしたものはございません。

○勝又武一君 大臣にお伺いしますが、私は一つ
の例として野球のことを申し上げ、甲子園のこ
とを申し上げましたが、そういう意味だけではなく
て、やはり文部省のねらっている教育という本質
ですね、それからもう一つはやはり高等学校の格
差をなくしていくというこの二つの観点から言っ
て、私はやっぱり局長のおっしゃったような
現実が、国立大の附属高校にあると思えます。そ
ういう意味で、局長もいろいろ改善方につ
いてございまして、ひとつ大臣としましてもこれ
らの点についての御見解をいましてどうか、その
辺を少しお聞かせください。

○国務大臣(谷垣一君) いま局長の方からお答
えをいたしましたのと重複する点が多からうと
思いますが、附属高校、あるいはまた附属の小・
中学の問題につきましては、やはり二つの目的が
あるだろうと私は考えております。通常の教育を
当然やるわけでありまして、同時に教育関係の、
こういう国立大学の附属でございまして、そこ
らの国立大学におけます教育を専門としてやっ
ていこうとするそういう諸君の、一つの実験の場
とやうと表現が少し厳しゅうございしますが、実際
の教授、教育に充てる一つのそういう場所という
意味もあるわけでございます。この二つの設置目

標があると思っております。また十分でない
し、実際の姿が、先ほど勝又先生から御指摘もあ
りましたように、非常に成績のいい諸君が、子供
たちが集まる傾向になつておる。果たしてそれが
附属学校としての目的と背馳するものがあるの
はないだろうか、こういう点だろろうと思つて
この点につきましては、すでに教育関係の大学の
諸君自体もそういう問題についてのいろいろな議
論を重ねておまして、先ほどは局長は高校のこ
とに対して特に申しておつたようでありまして、
小・中学の分野におきましては、いわゆる入試の
制度におきまして抽せん制、あるいは推薦方式を
かなり取り入れておる段階へ入つてきておると思
います。高校の場合は、先ほど申しましたよう
なことでもございまして、少し小・中学よりも数
が少なくなつておると思つても、漸次そういう
空気が出てまいつて、附属学校における入試の方
法、あるいはもつと本質的な問題についての具
体的な検討がなされてき始めておるといふことは、
これはいい方向であるといふふうに私は考えてお
ります。

○勝又武一君 時間もありませんので限定しま
すけれども、小・中学校も抽せん制を加えて非常
に改善されているんだというお話ですが、なか
か現実はやつぱりそうでない向きも多々あると思
いますね。たとえば小学校は推薦制が相当進ん
でいますけれども、じゃ中学の場合に完全な推薦制
になつていくかといふと、なかなかさうでな
い。そしてそれがさらに高等学校へいくと一層助
長される。ですから私はやっぱりや極言ですが、
学歴優先、学閥主義を助長することを、むしろや
はり国立大学の附属の小・中学校がやっていると
いうそういう一面も生まれてきつた。そういう
点から言いますと、やはり先ほどから繰り返さ
れておりますように、この教育実習なり、教育の
実験校というような意味合いからいけばいくほ
ど、いろいろの層の皆さん、それぞれスポーツに
秀でたり、あるいは勉学をしたり、そういう意味
で各種各様のそれぞれの能力に応じた皆さんがい

らっしゃる方がより好ましい、そういうようにも
事実思いますので、特にこの抽せん制の完全な実
施なり、特に中学校における場合の改善ですね、
この辺について一層進めていくべきだと思いま
す、この辺はいかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 抽せん制につきま
しては御案内のように、四十三年当時は幼稚園で採
用しているものが七四・四%、小学校が五三・五%、
中学校が一八・七%というような状況でございま
した。それについて鋭意指導を行い、また附属学
校側も努力をいたしました結果、五十四年度で申
しますと、幼稚園は一〇〇%、小学校も一〇〇%、
中学校は倍率のきわめて少ない一校、山口大学の
附属の光中学校を除きまして、全部が抽せん制を
採用するところまでできています。

○勝又武一君 それでは地方の大学の充実の問題
について二、三お伺いしたいと思います。
大平総理も地方の時代ということを強調されて
おりますし、文部大臣の所信表明にも地方大学の
充実について述べられております。私も去る十八
日の当文教委員会でこのことについても意見を述
べました。東大及び旧帝大系の大学と、いわゆる
地方大学との間にある歴然たる格差、具体的に言
いますと、研究体制なり、あるいは研究費の格差
等についてどのように思われていらっしゃるか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学間の格差とい
うのをどのようにとらえるかというのには非常にむづ
かしい問題でございませぬ。御指摘のように東京大
学等のいわゆる旧帝大と言われている大学と、新
制大学との場合に、大学の規模なり、あるいは予
算総額等において、相違があることは事実でござ
います。これはやはりそれぞれの大学が創設をさ
れてから今日に至るまでの経緯の差があり、その
間におけるそれぞれの大学における整備の状況に
差があったこと、相違があったことに伴う結果で
ございませぬ。実際に大学に対して、たとえば研究
費を配分する場合の教官当たりの積算校費の積

算等につきましては、これは大学によつて差をつ
けるということではなくて、もちろん博士課程を
持つていか、修士課程を持つていか、学科目
制であるかということに伴う単価の上での差はご
ざいませぬけれども、その基準に従って一律に行わ
れているわけではございませぬ。もちろんすべての大
学が同じようなもので整えられなければならない
ということではむしろなくて、それぞれの大学が
特色を持つて発展をするように、大学の努力を助
けていくというのがわれわれの仕事でございませぬ
けれども、そういう方向でいわゆる地方における
大学の質量の充実ということについては、今後と
も私どもは力を入れていくつもりでおるわけでご
ざいませぬ。

○勝又武一君 これは去る一月の十六、十七、十
八日と、当文教委員会で静岡、愛知両県の調査に
参りました。そのときに静岡大学にもお寄りをい
たしました。大学側から各種の要望もありました。
特にこのときにもありました。教育学部の大学
院設置につきまして調査費がつけられているわけ
でありまして、静岡大学教育学部の関係者一同か
ら感謝のお言葉もそのときにもございました。こ
の設置ですね、これは次の年度ぐらいいいになるとい
うように大体考えておいてよろしいんでしょ
うか。

それからもう一つは、このときに教育学部から
教育実習に關しての具体的な取り組みや、実践
データ等がずいぶん事細かく報告をされました。
この教育実習を重視すべきだという論議は、当文
教委員会で常々重ねられておりますから、私が
いまさら繰り返す必要はないと思つております
が、予算を見ますと、まだまだこの点に關しては
不十分だと思つております。そこで、こういう教育
実習にかかわる予算を一層増額する、こういう点
について今後御検討されるお考えがございま
すか。この二つ。

○政府委員(佐野文一郎君) 静岡大学教育学部の
大学院の設置につきましては、御指摘のように、
五十四年度に大学院改革調査経費を配分をいたし

て御検討をいただいでいるところでございませぬ。
静岡大学の教育学部がきわめて積極的にこのこと
に取り組んでおられることは十分に承知をいたし
ております。調査経費の配分をするということ自
体が、この大学における大学院の設置構想につ
いての学内の検討がかなり進んでいるということ
を、わが方が考えて対応しているということを示
しているわけではございませぬが、今後大学にお
ける検討の進捗状況、あるいは教官組織の充実の状況
等を見ながら、明年度以降の対応を考えてまい
りたいと思つておるわけでございませぬ。

教育実習に關する経費につきましては、もちろ
ん教育実習で学生を派遣する場合の受け入れ校に
対するいわば手当についての増額もかねて考えて
おりますし、また大学において教育実習の事前事
場の経験を有する先生方を非常勤講師でお願いを
して指導をしていただくというようなことも進め
ているところでございませぬ。そういう方向での
努力をさらに続けたいと思つております。

○勝又武一君 一月二十九日に文部大臣の諮問
機關であります學術審議會、これが建議をなされて
おります。その中で、「石油に代わる新エネルギー
の開発に大学などの研究者は早急に総力をあげて
取り組む必要がある」。そして、「我が国としては
一刻の猶予もなく、多様なエネルギー源開発の研
究を格段に推進しなければならぬ」と強い調子
で述べている。「こういう新聞報道がございませぬ。
文部省の代替エネルギー研究体制はおくられていた
んじゃないかというようにも思つておりますが、この点
の反省はいかがですか。

○政府委員(藤澤公平君) ただいま御指摘のあり
ましたように、一月二十九日の學術審議會総会で、
大学等におけるエネルギー研究の推進方策につ
いて建議をござうございました。ただいまの
御指摘の、従前そういう面の研究がおくられていた
のではないかと御指摘をございますけれども、
予算等でもお願いをしているところでござい
ますが、重要なプロジェクト研究につきましては、

重要基礎研究の推進費ということ、従来ロケッ
トあるいは地震、火山の噴火予知、その他につき
まして、柱として整理してございまして、エネ
ルギー研究につきましては率直に申し上げまして、
重要基礎研究の柱として五十五年度の予算でお願
いをしていただいでいるところでございませぬ。そういう意味
では初めてそういう形で予算を整理してまとめた
と、それから積極的に推進していきたいというこ
とでございませぬ。

○勝又武一君 五十五年度予算ではどの程度努力
をされ、取り組まれたんですか。
○政府委員(藤澤公平君) エネルギー対策関連経
費といたしまして、国立大学等から出てまいりま
したいろいろな要望と申しますか、予算に対する
要求事項を整理してとりまとめましたほか、科学
研究費補助金の中に、エネルギーの特別研究費と
いう柱を立てました。そういう意味では一般会計
と特別会計と両方に分かれるわけでございませぬ
が、一般会計におきましては、五十四年度と比較
いたしますと、五十四年度は科学研究費補助金の
中にそういう柱を立てておりませんが、これは
ゼロとみなしておるわけでございませぬが、エネ
ルギー研究、特別研究のために科学研究費補助金十
四億を加えますと、

○勝又武一君 結論だけ簡単にしてください。
○政府委員(藤澤公平君) はい。一般会計では、
したがって、その他の国際協力事業もありま
すので、五十四年度が一億七千万でございませぬ。
五十五年度は十五億四千四百万でございませぬ。十
四億三千七百万の増でございませぬ。それから、特
別会計におきましては百十三億五十四年度では関
連経費を計上いたしてございませぬが、五十五年度
は百十八億円。したがって、五億一千九百万
円の増額ということでございます。

○勝又武一君 通産省と科学技術庁の方いらっ
しゃいますか。
この建議につきまして、それぞれ御見解を承り
たいのです。
○説明員(高田利男君) お答え申し上げます。

通産省におきましては、昭和四十九年から新エネルギーの技術開発をサンシャイン計画というところで進めております。このサンシャイン計画では、太陽エネルギーの技術開発、あるいは地熱エネルギーの技術開発等を行っているわけでございますが、非常に多岐の分野にわたるわけでございます。かつ基礎的な研究から応用研究等非常に幅広い研究を行うわけでございます。特に基礎的な研究開発の一部につきましては。

○勝又武一 済みません。この建議についての見解をお聞かせください。簡単にしてください。

○説明員(高田利男君) はい。大学にもいろいろ御協力をお願いしております。今後プラント開発等行うわけでございますが、産、官、学協力いたしまして進めてまいりたいということで、今後大学の協力をいろいろお願いしたいというふうでございます。

○説明員(石井敏弘君) お答えいたします。

科学技術庁といたしましては、科学技術庁自身は特に大学における研究は除かれておりますが、科学技術庁が処務をいたしております科学技術会議という場がございます。大学の研究のみならず各省庁の研究開発、とりわけ代替エネルギー開発につきましている審査を進めてきておりまして、政府全体のエネルギー研究開発の推進の重要性から、五十三年の七月に科学技術会議の答申をいただきました。そして同年の八月に内閣総理大臣がエネルギー研究開発基本計画というものを定めておりまして、この中には、現在各省庁が行っておりますエネルギー研究開発、あるいはそれらの調整を通じて、大学の話もこの中で位置づけられておりまして、今後ともこの研究開発基本計画の線ののっとって、大学はもちろんです、政府各省とも統一性のとれた計画のもとに、代替エネルギー研究開発を促進していくべきであるというふうに考えておられます。

○勝又武一 文部大臣と科学技術庁に伺いたしたいんですが、例の「あやめ2号」の失敗ですね、宇宙開発事業団の打ち上げられた実験用静止通信衛星「あやめ2号」、これは昨年に続いて二度失敗しております。お金も二百五十億ですか、二百五十億の国費の損失であった。私は、この責任といのは相当厳しく問われたいのではないか、そういうふうなように思いますが、わが国のこういう宇宙開発の進め方について何か基本的な欠陥があるんじゃないか、そう思いますが、文部大臣と科学技術庁の御見解をお聞きしたい。

○国務大臣(谷垣一 君) 科学技術の関係、また文部省の關係いろいろあれがと思つて、どういふ宇宙開発全体の問題に對しまして、どういふふうにするかとこのことにつまましては問題がかなり大きゆうございますので、いまここで余り言及するほどの私には知識を持っておりません。ただ、世上よく言われておりますように、科学技術庁の方で「あやめ2号」その他の研究、あるいは実施の体制と、それから東大を中心といたしましてのロケットの開発等の問題とが二つ両立をしておることに対しての批判を私もよく耳にするわけでございます。この点につきましては、両方の取り組みの姿勢が本来違つておる点でございまして、この東大を中心といたした問題は、日本の独自の研究を少しづつ積み重ねてまいつておるわけでございまして、現在宇宙開発の技術におきまして、一生懸命日本独自の技術をそういう形で積み重ねてまいつておられますけれども、アメリカその他の国が到達しておるその段階にまだ達してないのが現実でございます。しかし、宇宙開発に伴いますいろいろな成果は早く手に入れなければならないという要請が片一方にございまして、したがって、一つ一つの自分だけの力の開発だけには待てないということで、実用的なものをとにかくやっていこうじゃないかという形のものがある。技術の方でいろいろ御心配になつておる開発形態になつてきておる、こういうふうな聞いておられます。この両者がしかし全然別個であつてはいけません。あるいは開発したりしました技術は、お互いに統一がとれて、両方がそれぞれ情報を持たな

きやなりません。そのためには、科学技術庁の方でやつていただきたいと申すのをお互い統一することでお互い調整をいたしておる、こういうことでお互い進んで、非常に巨大な部門でございまして、そういう二つのやり方がいまま併立しておる、こういうことでございまして。

○説明員(佐々木嘉康君) お答え申し上げます。

御批判の主な点は、私どもの理解しておりますことといたしましては、どちらかといつては米国の技術に過度に依存し過ぎた点ではないか、こういう米国の技術に依存し過ぎた体制が一つこのやうな問題を引き起こしたのではないかとこの問題と、もう一点は、そういうことから脱却するために、自主技術を大いに今後開発していくべきではないかというやうなことではないかと思われまふ。

実は、この宇宙開発につきましては、広範な分野にわたります非常に最先端の技術が必要とされているわけでございまして、大規模な施設、設備、こういうものを必要といたします。これには莫大な開発投資と、それから長年にわたる技術の蓄積が必要といたしておりますが、不幸にいたしましてわが国は、この点ではまだ蓄積が非常に少ないわけでございまして。こういうやうなことで、わが国といたしましては本格的に宇宙開発を開始して日が浅いということ、どうしても現在の段階でいう段階に残念ながらございまして。

それから、現在のわが国の経済的な規模もございまして、この膨大な宇宙開発をすべて自主技術で賄うということにはかえつて非効率であるというやうなことがございまして、米国の技術にかなり依存しているという現状でございまして。しかしながら、いつまでもこの技術水準が低いままに外国の技術に依存していきなさいという話ではございけません。それで、宇宙開発委員会が定めておられます「宇宙開発政策大綱」というのがございまして、これでは、わが国の宇宙開発活動に必要なすべてのものを国産化する必要はないけれども、少なく

○勝又武一 質問のところだけお答えいたしたいと思うんですけどもね。

私が次に申し上げたいのは、いま科学技術庁も言つてはいましたが、むしろ、やはりそういう基礎的な研究体制の欠けりなところがあることなんでしょう。やっぱり米国の依存するということもあるでしょうけれども、技術的にはさうだし、そういう基本というものを忘れて、何か大向こうばかり一発ねらう、そういう考えがこういうやうな重要な問題にもある。しかも二百五十億の国費を使うという問題ですから、私は大変な問題だということに指摘をしたわけですね。きょうは甲子園が始まったから野球の話ばかりするわけじゃありませんけれども、基本を忘れて一発逆転ホームをねらつてもさう打てるものじゃないわけですね。私自身長い間高校からずっと野球をやつていまして、高等学校でも野球の監督をやつたりして、子供たちにも教えてきたのもそうなんですが、やっぱり基本ということをお忘れちゃいけないわけですね。きょうは、よくよもはるかに野球の専門家もこの中にいらつしてやりますから、この程度にしますけれども、そういう基本をお忘れ、基礎的な研究をないがしろにしておいて、何か大

向こうばかりねらったつてうまくいくわけない。そういう意味で、特に宇宙開発という問題についても、事業団だけでやっている、あるいは東京大学の宇宙研究所ですか、こつちもやっている。両方の共同研究ということも、むしろ基礎的な研究ということを含めて、余りあせらないで、大向こうをうならせるなというところは少し忘れて、やっぱり一体的になつて、東大も、宇宙開発事業団ですか、そういう何か繩張りなんかも離れて、やっぱり国家の基本的な仕事として、一体的になつてやつていく、そういうことがやはり国民の厳しい批判にこたえる道じゃないか、そういう観点でお聞きをしているわけですから、その点についてひとつ大臣の御見解を承りたい。

○国務大臣(谷垣一君) 私もまだ十分なる専門的な観点、知識がないものですから、お答えが不十分である点はお許しを願いたいと思つていますが、ただ、文部大臣として考えておられますが、その二つのものが両立している形についての考えておられますことは、東京大学の宇宙航空研究所でやっております技術は、まあ言つてみると、日本の知識がそれぞれ研究してやつてきておるものを、小さいながらもやつておるといふ形で進めておるわけでございます。ただ、先ほどお話がありましたように、宇宙開発の技術は非常に広範でございます。また、ある面では非常にすぐ実用的なものを要求されるものがあるわけでございます。その点では確かに日本のいままでの蓄積の技術は遠く及ばない点が多くあるわけでございます。したがつて、そちらの実用的な面から考えてみると、外国のそこまで到達した技術あるいは知識を、もうすぐそれだけ借りてきてやつたらいいじゃないかということにこれはなりがちでございます。また、ある部分におきましては、そのことが早い知識の集積になるわけであろうと思つておる。ところが、そういう状況でいきまされた場合に、果たして一番肝心な技術の面まで教えてくれるかどうかという問題は、いわゆるブラックボックスというような形で、アメリカはアメリカとし

ての技術の本当のところはなかなか教えないままに、いまのような開発の実施をしておる、こういう状況になるわけでありませぬ。それじゃ、そのブラックボックスなり何なりの関連いたしますようなそういう知識、技能をすぐに日本に教えてくれると言つても、向こうはそれを非常に大切な技術としてなかなか言つてまいりませぬ。そこに到達していくわが国としての知識の集積をどうするか、これは私はやはり大きく分けて二つあると思つておる。いまの宇宙開発事業団のやつておるような、いわば外国からの知識、ノウハウをできるだけ集めていくというやり方と、教えてくれないう二つの接点の方法があるだろうと私は考えます。これは、両方の技術があるところでお互いに情報を通じてやつていかなきゃならぬということでは当然でございます。そのために科学技術庁の方にそういう意味の委員会をつくつていただいと、両方の意識の統一をしておつて、こういうこととでございます。これをもし、東大のやつておる事業団でやつておるものも一緒にやつておるといふことになつた方がいかにどうか、その判定であろうと思つておる。これはいろいろ議論があると思つておる。この巨大な実用化の方に、たのめな焦りという語弊がございますが、そちらの方への動員が非常に強い力になつてやつてまいりますと、そう言つてしまふ。そういうおそれがあるにしろ、数少ない頭脳集団の全部の力がそつちへ行つてしまふ。そういうおそれがなきにしろあらずだらうと思つておる。一つ一つの基礎的な自分たちの力の限度をフルにフルに積み重ねていくという努力が、これは基礎的な努力であればあるほど、ないがしろにされる危険があるのではないかと思つておる。これは、宇宙開発に對しては日本の技術の集積がもつと広がらなければ、そういうようなことを言わなくては

つものにとまどつていいと思つておるけれども、いまの段階では、やはりこの二つ分かれていく、そして両方の知識を今日ありますような委員会の組織で情報をお互いに交換し合うということは、いまの段階ではこれは認めていかざるを得ないのじゃないか、こういうふうには思つておる。私もまだなかなかそういう専門の技術もわかりませぬので、これからのいろいろ勉強していただきたいと思つておる。そういう関係にいたしておる。一種の行政に携わつておる者としては、そういう割り切り方をしておる。二つの仕組みでいっておることについては、それぞれが努力して、両方わかつておる。そしてお互いにわかり合つていないところは情報の交換をしていくようなシステムを当分続けていく以外にないんじやないか、こういうふうには考えておるところでございます。

○勝又武一君 私の質問の趣旨が十分理解していただけたかと思つておる。私の言いたかった意味は、基礎的な研究体制を整備充実することが非常に重要じゃないか、そういうことを指摘したかったわけだ。一体的ということの意味は、そういう基礎的な研究体制の充実ということ、もつとたといふばあやめ二号の方にも適用させるべきじゃないか、そういう意味で一体的な研究体制をつくつたらどうかという意味で申し上げたわけだ。そのようにひとつお受け取りをいたしたいと思つておる。

そこで、時間がなくなりましたので、研究費の具体的な問題について二、三伺いたいと思つておる。いま申し上げましたように、基礎的な研究体制の充実ということも考慮は考へるほど、いわゆる大学におきまして研究費の確保充実、この辺について特に国立大学の充実について、あるいは特に地方大学の研究費の充実について伺いたいわけですが、たとえば、本年度の予算の資料を見まして、教官当たりの積算校費、こういう問題がございます。この中で、どうして、いわゆる講座制と学科目別制ですか、この単価の差が余りにもあ

り過ぎます。講座制の場合の七百三十一万九千円、学科目別制の場合の百八十九万八千円ですか、これは一例ですが、こういう講座制と学科目別制の単価の格差、あるいは大学院の整備されていない地方大学といわゆる国立大学との格差、この辺については一体どういふふうになつておるんでしようか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、教官当たり積算校費の単価は、いわゆる講座制の場合、修士講座制の場合、学科目別制の場合によつて単価にかなりの開きがございます。さらにその中が実験、非実験で分かれておるわけでございます。これは、やはり研究にどれだけの経費がかかるかということをお前提にしての区分であり、さらに博士課程、修士課程の研究科を持つての研究を進めていかなければならぬというその研究の負荷に對する対応という意味でこのような措置になつておるわけでございます。当たり校費に對しての改善を考へていく場合には、全体としてのものちろん増加を図つていかなければならぬけれども、その間においても、年によりましてそれぞれウエートをどのようにならぬかという点の工夫もしながら、進めておると思つておる。

○勝又武一君 東大なり旧帝大系のところと、いわゆる戦後の大学に昇格した地方大学、その辺との格差の是正、地方大学を充実するという意味合いから言つて、その辺について、今後の検討の余地はあつて、どういふふうなんでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) これまでもお答えをしておりましたように、新制大学の場合でありまして、学部が充実しているものについては、大学の準備が十分に整つておる限り、修士講座にしていって、いわゆる修士の課程を置いていくという方向については、私もそれは一貫した方針としておる。ただ、博士課程を設置するということについては、現在の大学院の社会的に機能している状況、あるいは大学院を終えた者の

需給の状況、そういった点からして、その設置については十分な慎重な配慮が必要であるというのが、これまた大学院問題懇談会等における御指摘でもございますので、そのことを踏まえて、かつ、わが国全体の教育研究水準の向上というような見地からの配慮を加えながら、博士課程についてはしばらく慎重な対応を続けたいと思っております。

○勝又武一君 この科学研究費補助金というのがございまして、三百二十五億ですか、これで、地方大学の研究に対するものは、このうちどの程度ぐらゐのパーセントになっていきますか。

○政府委員(篠澤公平君) 五十四年度の科研費について申し上げます。

研究課題の採択率で申し上げますならば、国立大学は課題の採択率は三三%でございますが、先ほどの旧七帝大とその他の大学という区分をいたしますならば、旧七帝大は三九・七%、その他の旧七帝大を除きます国立立大学は二七・七%でございます。

○勝又武一君 それから、何というんでしょうか、会社からの受託研究費、あるいは諸官庁のプロジェクト研究費、こんな点もその対象大学というもの、大ざっぱで結構なんですけれども、いまの特に旧帝大系と地方大学との関係、何かその辺が、地方大学というのどの程度になっておるか、おわかりになるようなデータございますか。

○政府委員(篠澤公平君) 現在手元にございませんで、後ほど調べてまして御報告をさせていただきます。

○勝又武一君 時間が大変きょうはありませんので、重点的にだけ申し上げますが、後で調査をお教えたいただきたいと思うんですが、私のところでちょっと見ても、大分受託大学というのが片寄っているのじゃないか。大臣、こんなんですね。そういう点についても、いわゆる地方大学に対する格差が生まれてきている。ですから、配分のない大学の研究者等は満足な十分な研究も行えない、あるいは自然科学という創造的な実験研究と

いうものでも十分な成果を上げられない。そういう意味で、やはり先ほど言いました科学研究費の補助金の配分なり、あるいはそういう研究費の充実につきましても、地方大学をさらにウエートをかけていくといえますか、地方大学がよりアクティブに研究されるような体制づくりについて、どんな反省をお持ちですか。

○国務大臣(谷垣專一君) 私たちは、地方大学の充実を頭に置いてやっていかなきゃならぬと思っております。逆に申し上げますと、地方大学の充実度がまだ未完成のところが多いということから、特にそちらの方に力を入れようとして申し上げます大学と新しい大学との一つの評価の問題の大きい点は、やはりそこにおける学問の集積と申しますか、これは人間の問題、施設の問題等がございまして、ここに知識集団であるその先生方、その研究者の集積の度合いというものが、やはりこれはある程度差があらざるを得ない。そのほかの問題点については、これは地方大学の充実というものを、むしろ重点をそちらに置いてみるべきだと思ふんですけれども、現実にはいままでの集積の度合い、経緯というものがございまして、これはある程度認めざるを得ないと思ふのであります。いまの研究費等の配分につきましても、決して地方大学の方をおろそかに考へるというような、そういう意図は毛頭ございせん。できるだけ新しい、新進の研究の方々に取り入れて、そして研究費等の配分を考へていかなきゃならぬということとは十分考へておるわけでございます。

で、いろいろとこう見ますと、何と申しますか配分に旧帝大あるいはまた古くからある大学の方に配分が多いように思われるのかもしれないが、それはその集積の度合い、研究の度合いというものがございまして、そこらのところも考へながら、地方の大学といふものはむしろこれから育てていかなきゃならぬといふことを考へてやっていきたい、こういうふうな思つておるところでございます。

○勝又武一君 冒頭申し上げましたように、地方の時代あるいは地方の大学の育成を図る、こういう趣旨からいきましたも、私はやはり地方の大学というのは、今後できる限り各県一つぐらゐは相当大規模な総合大学を目指すべきだ、そして各県各県の総合大学である国立の地方大学が、それぞれ個性豊かな、きわめて個性的な、研究体制でもアクティブな大学にしていくなさ、そういうふうに思っています。大臣のおっしゃった意味のうちで、格差がない、そういうことは考へていないという点がありますけれども、具体的なデータをみると、やっぱり何と申すか、相違な格差がある、偏在をしております、偏重をしております。この点を指摘せざるを得ませんので、この点はぜひ今後検討していただきたいと思ふます。

それからもう一つ、特に時間もありませんので、これも答弁は結構ですが、公共大学、それから私立大学、この辺の基礎的な研究体制の振興という点についても、まだまだ国立旧帝大系に比べれば劣っているわけですから、こういう点についても十分なひとつ御検討をいただきたいと思ふます。そこで、この問題の最後に伺いたいのは、免疫学の世界のな権威であります石坂京大教授ですが、この方が何か京大をおやめになつて、併任のジョーンズ・ホプキンス大学に帰られちゃつた、こういう問題もいまあるわけですから、やっぱりそういう日本の優秀な頭脳的な最高クラスの方々といふのが、もつと日本で残つて研究できる、これはあの例のノーベル賞の方の問題なんかも当然だと思ふますけれども、そういう点について文部省としての御反省はいかがですか。

○政府委員(篠澤公平君) 正確なことは存じませんが、石坂教授がアメリカに再び帰られるという報告は受けております。京都大学の医学部におきましての決定でございますが、京都大学に、石坂先生の決定でございまして、京大に、石坂先生のために申し上げてもよろしいかと思ひますが、研究施設を数年前に設置をいたしました。先生おいでになりましたわけですが、やはりその施設が必ずしも十分でなかつたという印象を受け

ております。先生の御希望との関連では十分でなかつたということで、やや失望されたというのが真相かというふうには感じしております。○勝又武一君 大臣ね、そういう世界的な権威の方が失望しないような日本の体制に今後大臣としてぜひ御努力いただきたい。

時間があります。最後に養護教諭の問題について一つだけ伺いたしますが、この養護教諭の全校配置ということが当然の目標でありますので、今回の養成所設置法の廃止に当たりまして、養護教諭の四年制課程の充実と、今後のやはり完全全校配置、この点についての御努力の御見解を伺ひますか、お考え、この辺についてひとつ伺ひをして私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 養護教諭の需給の点から見ますと、量的には十分に対応できるだけの数を現在養成の機関は持っているわけでございます。大体毎年五千人程度の新規免許状の取得者が確保できる数字にはなつておりますが、ただその内容が、御指摘のように短大卒の方で免許状を取られる方が非常に多くて、四年制の課程を修了する方の数が少ないという状況があります。したがつて、養護教諭養成の問題というのは、むしろ量的な問題よりも質的な充実でありますし、そういう意味では養護教諭養成課程というものをさらに充実をしていくということが課題になるわけでございます。九つの養成所すべて養成課程に転換をいたしましたけれども、その後さらに五十四年度には新たに北海道教育大学に養護教諭養成課程もつくつていくところでございますし、あるいは新潟大学に養護教諭一級免許状を取得させるための特別別科も設置をするというようなことが五十五年で行われるわけでございます。そういう意味で、四年制課程の充実については今後とも検討をし、各大学の状況も勘案をしながら対応してまいりたいと思ひます。

養護教諭の今後の配置の問題につきましては、今回の定数の改善計画の中でも考慮をされてい

と承知はいたしておりますけれども、現在の七十
数%の配置の状況というものを、御指摘のよう
に全校配置の形まで直ちに改善をするというわけ
はなかなかまいらない点があると思ひますけれ
ども、努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○勝又武一君 大臣、最後の全校配置の御努力に
ついて一言大臣から。

○國務大臣(谷垣專一君) 養護教諭の配置を万全
なものにするということにつきましては、今後と
も努力をしたいと思ひます。

○小巻敏雄君 大臣にお伺いをするわけです。

地方大学を充実させるという課題は、歴代の大
臣で否定された方はおられないわけです。しかし、
このためには一つは総合化を目指して新たに学部
を設置していく等の方が重要である、その点で私
どももこの国立学校設置法については、まあいろ
いろ意見もありますが、賛成をしていくつもりで
いるわけなんです。ただ、既成大学について教育
研究の条件を充実していく、このこととあわせて
行わないならば、本当のすぐれた日本全体の教育
水準の向上というのは果たすことができない。ず
ばり言ひまして、この予算の中で教官当たりの積
算校費、学生当たりの積算校費を見ますと、一面
では新たに学部が開設される等の前進がありま
すけれども、この予算の積み方では、教育研究条件
は前に比べて低下し、後退していくという、そう
いう心配な予算になっていくと私は思ひます。

この教官当たりの積算校費は一律二%アップで
しよう。学生当たりの校費は三%アップです。
いまの消費者物価と比べてみたら、政府の言ひ
分でも六・四%にとどめるべく努力をしておる
という状況であります。こういう状況の中で、物価
をはるかに下回る伸び率で毎年毎年やってきたん
です。このところをやらなければ、私は格差
というものは増大するばかりだと思ひます。それ
は条件の悪い学校に最も過酷に働くのがこの予算
のダウンだと、これは当然のことなわけでありま
すが、その点、局長の方からひとつお答えいた
したいんですがね。戦後の時期で校費が、一般の

恒常的な研究費が物価指数よりも上回ったとき
というのは何遍ぐらにあるのか、私は思ひ出すこ
とができないんです。と同時に、戦前の教育水準
研究費の水準と今日のもの比べてみてどつち
が高いのかということですね。その点端にお答
えいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 私もいま手元に数字
がございませんので、消費者物価の伸びを上回っ
て、教官当たりの積算校費等についての手当てが
された事例が何年にあつたかということにわか
にお答えができません。確かにここ数年、当たり
校費の伸び率というのは一〇%を下回っておりま
すから、先生の御指摘の点は十分に私もわかるわ
けでございます。戦前の教官の研究費の水準とい
うものと現在のものとを比較をするというのは、
これはなかなか端的にはできないことであつて、
現在の科学研究費のような制度の存在である
か、あるいは教官当たりの積算校費以外の特定研
究経費等の手当てであるとか、あるいは補完的な
光熱水料等の手当てであるとか、全体を総合して
見なければそれは一律にはどちらがと言ふことは
困難ではないかと思ひます。

○小巻敏雄君 四、五年前でしたか、白書を出さ
れたものの中に、戦前の研究費の水準と、今日の
水準を比較したものがあつたんですけれども、超
えていかなかったですね。それ以後上がったとい
う話は聞きませんから、ぼくは局長にして戦後物価
指数を上回つたとき何年と思ひ出すことができな
いと言われるんですから、よく調べて一遍ぐら
あつたつてだめなんでしょう。このところをやら
なければ私は大変なことになつて思ひます。特
に前の狂乱物価の際には、いろんな大学でさまざ
まな破壊の現象が起つたことを生々しく思ひ出
すわけがあります。たとえばある大学では飼料が
購入できないために飼育動物が死滅するといふ
ようなことが起つて、何年かの蓄積がその時点
で大きく破壊されたといふようなことも聞きまし
たし、ヨーロッパ、アメリカから購入する雑誌を
カットしたなどいふところもあつたですね。そ

れから、学生実験をやめさせると、金のかかりそ
うな実験をやめさせるところまで出てきた
わけがあります。私は、そもそもこれが毎年何%
アップといふような姿で気楽に、何が起るかに
責任を持たない姿で予算が積まれておるところ
に、こういう問題があると思ひます。前質問者
も科研究費に対しては一定の伸び率がとられ、希望
もつないでおるけれども、どうも恒常的な研究費
に対してはふやさない方針を持っているんじゃない
かと思ひます。この積算の基礎といふものが明らかになる必要
があると思ひます。校費といふのは一体何で
か、その中からどういふものに使われるんで
か、簡単にこれも局長から言つてもらいましょ
う。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、現
在は教官当たりの研究費といふような形で予算を
計上しているわけではなくて、教官当たりの積算
校費、あるいは学生当たりの積算校費といふよう
な形で計上しているわけでございます。した
がつて、その教官当たり積算校費といふのは、教
官のところへ直接直ちに教官の研究費として配分
されるという性質のものではなくて、その大学に
おける教官の研究といふものを維持し、遂行して
いくために必要なさまざまな共通的な経費につ
いても充当される性質のものでございます。どのよ
うな形で教官にどの程度の配分をし、大学が共通
的な経費としてどのように支弁をしていくかとい
うことは、これはそれぞれの大学でお考えをいた
だくことでございます。

○小巻敏雄君 実験の器具、図書費、教材、教具
といふような、教育研究に必要なものはこの中か
ら賄つていく。ほかにも大きなものとして、光熱
水費といふような問題があります。さらに研究を
遂行していくためにどうしてもいなければならぬ
人件費があるわけですね。こういったものですね、
これをつかみでやっておりますから、早速にもガ
ス代、電気代が上げられたら、これはもうたちま
ち、これに見合つておりませんから、研究条件と

いふのはえらいこと低下するわけである。こうい
うものが翌年になつて前年のを是正されるかとい
うと、恐らくこのままでいって、来年も二%ア
ップといふようなことをやつていけば、どんどん
ダウンしていくわけですね。一方で科研究費の方は
なりふやしませんから、一般研究費に対して科研究
費といふのは四〇%ぐらいのシェアになつていま
すね。戦後いわば一〇%から一〇%対四〇%まで
成長したんです。だからこれがやつてくる大学は
わりあい潤つておるようには見えますけれども、こ
ない大学、小さい大学といふのはたとえ光熱
費でもまた矛盾がくるわけですね。この科研究費
の補助金には光熱水費等を含んでいないでし
う。だからこれを引き受けたところでは持ち出し
になつていくんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(篠澤公平君) お答えいたします。
御指摘のとおり科研究費の内容は消耗品費、備品
費あるいは旅費、謝金等でございます。光熱水
費は含んでおりません。

○小巻敏雄君 そういふぐあいになつております
から、この基礎的な教官当たり、学生当たりの研
究費がいままでの年々のダウンを回復するよう
な意識された予算の増額措置がとられなければ、こ
れはじり貧状態になつていく。五年前よりはいま
は悪い、五年後はさらに悪い、こういう状況にな
ると、一方で地方大学の拡充といひましても、条
件の悪いところが全くまともなこのあたりを食
らつてくるわけでありまして。どうも見ておられま
すと、文部省には他省庁の圧迫もあるのかもしれない
んですが、恒常的な研究費はふやさない方針を持
つておるようには見えておるんですね。置いておけばイン
フレで自然に衰弱するわけですね。これをふやす段
になるとすべての大学に一律にふやしていかな
ければならぬ。ところが目的別に科研究費の方であ
れば、文部省でも直接把握できると、こういうよう
な状況の中で、どうも最も基礎的なところに対
して十分な措置が行われなければかりでなく、非常に
冷淡だと、これは海外の状況等も時間ありません
から比較することができないんですが、大体ヨ

ロツパの半分ぐらいだというような状況にいろいろな資料の伝えるところではなつておると思つてね。アメリカが比較的この基礎研究に金を投じない性格を持つておるんですね。日本とヨーロッパの真ん中ぐらいです。アメリカは、ヨーロッパは大体日本の倍ぐらいつけておるというのが今日の状態だと思つて。大学の学部というのは学部のうんのをきわめるところであつて、職業人の養成所ではないわけです。このところを今日の段階でもっと大切にしたい。そのことが地方大学を拡充するそのポイントになると思つて。今後これの積算の項目と基礎を明らかにして、予算を行う際に、たとえば光熱水費系のもの、人件費系のもの、これに対する物価指数その他も見ながら、予算を要求するというような方向にやつぱり整備をされる考えはないかどうか、お聞きになつて大臣どうでしょうか。

○国務大臣(谷垣專一君) 私も残念ながらいま御指摘になりましたような点の見合は、実にやる暇なしに今度の五十五年度の予算になつたわけでありまして。しかし、いま御指摘になつておられますところは予算要求いたしますは基礎的な問題の御指摘になるわけでございまして、非常に重要な点であると思つて。昔と今までの比較におきましては、先ほど政府委員の方からお話いたしましたように、いろいろな条件が違つておられますから、これはむづかしい問題があるかと思つて。しかし経常費的な研究費の積算、それを余りやらないで、目的別と申しますか、科研費の方のみに力が入つておるかどうかがどうかは問題であると思つて。これはほかの部門のいろいろな予算を要求いたしますときもいづれも問題になる同様な性格がございまして、予算要求をいたします基礎的な問題点であることは御指摘のようによくわかりました。当然考えていかなければならない問題点であると考えております。

ところでございまして、期待をして見守りたいと思つておられます。特に、一つこの中で定員外職員問題というのは独立して考えるべきじゃないかという要素があると思つておられます。やつぱり人がなければ回らないわけです。これは非常勤の職員として抱えられている大学には、全国で八千三百四十名の定員外職員があります。事務の補助であつたり、あるいは技術の補助職員であつたり、技能職員であつたり、さまざまなお姿でありまして、これが研究費の中で賄われているわけですね。今日のような状況ではもう非常に大きな圧力を受けて、待遇、労働条件の改善どころか、合理化の中で非常に厳しい状態に置かれておられます。大学でそれぞれ事情は違つたような要素はあるんですね。しかしある実験のためにはどうしてもなくちゃならぬ人が、非常勤の名のもとに二十数年働いておるといふような例だつて私には知つておるわけですね。大阪大学の中なんかにもあります。こういうような人たちが失われていくときには、やつぱり現地においては非常に問題も起こるんです。この点についてひとつ全体的な調査をされ、一つの態度を表明される必要があるんじゃないかと思つておられますが、局長どうですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 非常勤職員の問題については、かねて御指摘をいたしておりましたし、その都度同じような御返事を申し上げておるわけでございまして、大学としては逐年非常勤職員のむしろ数を減らして努力をしております。もともと非常勤職員というのは、そのときそのときの仕事の状況に応じて、まさに季節的に、あるいは臨時的に必要なものの場合に、それがいるというところ自体が悪いわけではないと思つておられます。しかし問題は、それが恒常的に非常勤職員として存在しているところにあるわけでございます。したがつて、一つには非常勤職員の置き方というものについても、一つは大学が慎重にお考えをいただかなければならないということ、それから必要な定員措置というものを、大学としても、われわれとしても努力をして確保をする、そして適格な方々については非常勤職員の中から非常勤の職員へ採用をするという方向も考えていくというように、ご対応していただく以外に、本件については抜本的な対応策というのはなかなか見出しがたい。毎回同じような御返事を申し上げるわけにございまして、少なくともそういう方向で私も努力をしておりますし、大学もまた努力をしております。

○小巻敏雄君 この点については、せつかく文部省が姿勢を堅持しておられるあの総定員法から大学を外すという問題も本当に貫くような状況になる中では、もつとよい解決方法も出てくるんじゃないかと思うんですが、その点についての前進が阻まれているところに第一問題があるだろうと思つておられます。非常勤の非常勤というものが多数存在しているという事実は、これがなければ多数が回らないという場面がたぶんあるという点については、局長も御承知のとおりであります。この点につきましても、定員全体の中における大学の位置づけというのをひとつよく御検討をいただきたいと思つておられます。

○政府委員(佐野文一郎君) 先生から予算委員会でも御指摘を受けましたし、入試の説明会等で色弱者の大学入学について科学的な検証に基づいて慎重に判定を行つて、可能な限り受け入れるという指導を各大学に対して行つておるわけにございまして。御指摘のように、私も御承知して

○小巻敏雄君 よろしく御指導をお願いしたいと思つておられます。

時間が参つておりますので、実はきょうはひとつ大学授業料の値上げの問題をお尋ねをする予定をしておつたわけなんです。実際今日見ますと、私立大学におきましても、国・公立大学におきましても、次第に父母の家庭生活の経済的に恵まれておる者と恵まれていない者との間の格差が、大学進学に直結する姿が出てきていますね。ほとんどの統計数字では、十年前のものと同じものでは、財産程度を上位から五段階ぐらに分けたものを見ますと、一番低位の段階の者の占めるシェアは、国・公立でもほとんど下がつておるわけです。こういう状況については、ひとつ御研究いただいで、やはり授業料のアップ、あるいはその他の施策の中で、能力があり、そして学問を望む者が進学しやすい状況、少なくとも改善されるようなことがないよう、ひとつ十分に御研究いただきたいと御要望申し上げておきます。きょうは質問終わります。

○柏原ヤス君 国立学校特別会計予算についてお尋ねいたします。

予算書を見ますと、国立学校特別会計の中の一一般会計よりの受け入れ、これが五十五年度は金額九千五百八十七億となつておられます。そして昨年度の額に比べて、その伸び率が三・五％というふうになつておられます。せんだつての委員会でも、文部省予算の一般会計が五・七％だと、これは国の一般会計予算の伸び率一〇・三％に対して半分ではないかと、教育に対する姿勢がもつと強気で

すが、その文部省予算一般会計の中から、国立学校特別会計の方に受け入れられている額の伸び率がまた三・五%、一〇・五%に対して文部省一般会計予算がその半分だと。その文部省予算のまた半分。こうした伸び率の程度の増加額、これを見ましたときに、国立学校に対する予算の取り方、人件費とか電気代、諸物価が上がっている中で、やっぱり実質的な教育費の低下がここにはつきりとして出ているんじゃないかと、こういうふうには思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(植木浩君) たいま先生から御指摘ございましたように、昭和五十五年におきまして文部省関係の一般会計から国立学校特別会計への繰入額の金額は、先生おっしゃいましたように九千五百八十七億円、三・五%でございます。国立学校特別会計の歳入につきましては、一般会計からの繰入額というものがございまして、そのほかにとたえば国立学校の附属病院の収入など、いわゆる自己収入等がございまして、したがって、これら自己収入等の増減が年々あるわけで、それによつて変動するものでございまして、たとえば昭和五十五年度につきましては、附属病院の収入などがかなり伸びるといふ見込みをいたしておりまして、そういうことも絡みまして、総体的に一般会計からの繰入額の増加が三・五%になったというものでございます。

(委員長退席、理事高橋晋富君着席)
○柏原ヤス君 いまのお考えですと自己収入、言いかえれば国立学校のかせぎ、学校にかせぎとして、そしてそこから収入を得て、この表ですと約一四%を見込んでおられるわけですか。こういうことを理由にして、一般会計より繰り入れている三・五%がいかにいいと言わんばかりのそういうお考え、私はやはり基本的には一般会計からの金額をもっと確保して、この金額をもっと努力して取つて、そして国立学校の特別会計というものをもっと十分にしていっていかないと、こういうふうには思いますが、いかがでしょうか。
○政府委員(植木浩君) 先生おっしゃいますように、国立学校特別会計の充実については今後とも私どもとしてさらに努力をしなければいけないと思つております。ただ、国立学校特別会計全体の五十五年度の伸びを見ますと、前年度五十四年度に対して六・〇%という数字になっておりまして、たとえば文部省の一般会計予算の来年度の伸び五・七%を若干上回つておるといふ点で、及ばずながら私どもとしてもいろいろ努力はいたしておるところでございます。

○柏原ヤス君 いつも文部省のお答えの仕方は言いわけ的で、もうちょっと、教育を国の基本として考えるというふうには文部大臣のあいさつにも冒頭にあるんですから、やはりそれらしい強気の姿勢でやつていきたい、ぜひその点をひとつお願いしたいと思つております。

次に、費用別の内訳を見ますと、施設整備費だけが五十四年度の予算よりもずつと減つておりますね。これはどういふ理由からでしょうか。
○政府委員(植木浩君) 五十五年度の国立学校施設整備費につきましては、五十四年度に比べまして七十六億円ほど減つておられるわけでございます。しかし、これはいままでに設置してまいりました病院施設がございまして、この病院施設の整備状況で、来年度たとえば六十五億減るとか、あるいは大学の移転統合用地の取得などを年々行つておるわけでございますが、これが来年相当落ち込むとか、そういうような理由が重なりまして減になつておられるわけでございます。必要な整備費等については所要の経費を計上いたしておるつもりでございます。

○柏原ヤス君 必要なものは計上しているとお話ですけれども、そこで国立学校の施設の現況についてお聞きしたいんですが、学校施設全体の木造建築、それと鉄筋とか、鉄骨、こうした方の建築の割合はどのようになっておりますでしょうか。
○政府委員(植木浩君) 恐らく先生の御質問の御趣旨は、木造の建物がかかなり多いのではないかと、いうような御趣旨かと思つております。

国立学校の建物につきまして木造の比率を申し上げますと、五十三年五月一日現在では全体の保有面積の七%ございましたが、五十四年五月一日現在におきましてはこれは六%ということ、これまで年々比率が低くなつてきたという点で、これも及ばずながらという言葉を使わしていただきますが、私どもとしてはできる限りの努力をいたしてまいつておる次第でございます。

○柏原ヤス君 年々改造されているようで、大いにかんがはつていただきたいんですが、もう少し細かくお聞きをいたします。
学習環境の上から考えても、校舎だけじゃなくして福利厚生施設、特に寄宿舎の整備が非常に大事だと思つております。そこで調べてみますと、福利厚生施設の二九%、寄宿舎の二三%、それぞれまだ木造なんです。学校施設の全体の木造の比率をいまお聞きいたしました、それと比べますと非常にこうした福利厚生施設、寄宿舎、こういうところは比率が上回つておられる。これらもできるだけ早く鉄筋、あるいは鉄骨に建てかえるべきじゃないでしょうか。特に寄宿舎の場合などは何と申していいかなきゃならない。それについて今後の整備計画というものができておられるでしょうか。
○政府委員(佐野文一郎君) 学生寄宿舎の問題でございますが、五十年の十月の時点で、いわゆる老朽寮が百八寮ございまして、これについて逐次改善等を進めておられて、四十四寮についてこれまで措置を終わつておられます。さらに五十五年度におきましても十寮程度について改築をする予定でございます。大学側の対応を見ながら、できるだけ早く老朽寮を一掃するように努力をいたしてまいります。

○柏原ヤス君 これは五十三年度の調査を見たんですけれども、学校施設全体の木造建築物が約百五万平方メートルある。その中で、建ててから五十年以上たつておる建物、それが二九%ある。広さですと三十万平方メートルというものが五八%、ずいぶん古い建物がいまだにある。六十二万平方

メートルもあるというんで、私も驚いたんです。また、木造建築物百五万平方メートルのうちで、危険だと言われているものが四六%ある。特に福利厚生施設のうち六七%がこの危険建物なんです。寄宿舎も七七%がこうした危険建物になっている。

先ほど局長さんがおっしゃっているというお話ですけれども、私、この間、小平に住んでおりますので、まあ飯場と言おうか、こんな建物がある、人も住まないでこんなものを置いてあるのも気持ち悪いなと思つてそこをずうっと通つて行つたんです。それで門の方を見たら、それが小金井にある学芸大学の小平寮なんです。まさかこんなところに人は住んでいないだろうと思つて見ましたら、何かカーテンみたいなものがかかっているし、洗たく物らしいのが窓のところから見えるわけですね。その寄宿舎も古ぼけてみまはらしくて、まるでお化け屋敷みたいで、回りは荒れ果てて、そういうのがあつて、私も、こういうところに教員になるような学生が住んでいて、果たして自分が選ばれた学生として今後日本の教育の使命感が浮かんでくるだろうかとか。酔っぱらつて、でれつとなつて、転がり込んで寝るべからぬような部屋ならいいとしても、こんな寄宿舎でりつぱな学生が、本当に誇りある勉強をしていけるかなあと思つて、本当に嘆かわしく思つたり、驚いたりしたわけなんです。私も寄宿舎生活をいたしましたけれども、相変わらずなんだなと思つて、驚いてそこを通り過ぎたんですが、いまさらながら、こういうふうには調査表を見て、なるほどと思つた。イギリスのケンブリッジ大学あたりの寄宿舎を見せてもらいましたけれども、本当に古くても、質素でも、そこに何となく魂が輝いておる。こういうところで青年が暮らせば、やはりそこにそれだけの自覚と誇りを持つたろう、勉強しなければならぬような環境、本当に静かに物を考えられるような、そうした環境がつくられておられるわけですね。それから比べて、日本が

本当に教育を重視しているかのように思われていたけれども、そうじゃないなというのを強く感じました。ほかの建物は、銀行にしても、その他すばらしい建物がほとんど建っている中で、こうしたものがまだ依然として全国にあるんだと、相当あるわけですね。特に、大臣にこういう点ががんばっていただきたいということをお願いをし、期待するわけなんです。こういうことについて、計画どおりやればいいなということじゃなくて、計画が早まるような、そうした取り組みをぜひお願いしたいと思うんです。

○國務大臣(谷垣專一君) 柏原先生にえらいところを見つけれました。御指摘を受けましたこの小平寮は、実は問題になっておるところでございます。前回は若竹寮と言っていますが、余り若くない状況になっておるわけでありまして、これは前から問題になっておるわけであります。これはしましては、いま御審議を願っております五十五年度の予算で建て直しのあれに着手する予定の中に入っております。ほかのところも確かにずいぶん問題のある木造建物として残っているのがありますので、先ほど局長からも御答弁いたしましたように努力をさせていただきます、かように考えております。

○政府委員(佐野文一郎君) ちよつと補足をいたしますけれども、大臣いまおっしゃった趣旨は、若竹寮と小平寮と合わせて鉄筋五階建ての新寮に改築をいたします。

○柏原ヤス君 次に、来月から開校する兵庫教育大学の受験の結果、これをお尋ねしたいと思っております。応募状況、受験者数並びに合格者の状況を御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(佐野文一郎君) 出願者の総数は、募集人員百五十名でございますが、これに対して、女子四十二人を含む五百二十三人でございます。三年以上の教職の経験者が四百六十三人、うち現職の教員が四百六十人でございます。出願者のうちで実際受験をいたしましたのは四百九十六人、このうち三年以上の教職経験者が四百四十四

人、うち現職教員が四百四十一人でございます。女子十五人を含む百五十人が合格をいたしております。このうち三年以上の教職経験者が百三十四人、全員現職教員でございます。

○柏原ヤス君 受験に際して教育委員会の同意書が添付されるということになって、これに対して、一部には受験拒否の運動もあつたようでございまして、これに関連して、この委員会においても、現職教員の出願に際しては、公正な運用を図るといふ附帯決議も行ってあります。こうした点を考えまして、今回の募集の方法に手落ちはなかつたのか、万全だと、こう考えていらつしやるのかどうか、お聞かせいただけます。

○政府委員(佐野文一郎君) 同意書の問題につきましては、募集要項に大学は明記をいたしまして、その旨関係方面に周知徹底を図つたわけでございまして、結果としては、受験した者のうち、所属長の同意書の添付のなかつた者が八人ございまして、試験の結果、合格者の中には同意書の添付のない者はなかつた結果になっております。もちろん、最初の試験でございまして、大学の周知の仕方については、より完全を期すべき点があるのではないかと、これは、大学自身も反省をいたしておりますけれども、私は、初年度の対応としては、大学はできる限りの努力をしておりますと見ております。

○柏原ヤス君 出願者のなかつた県が山形、三重、大分とお聞きしておりますが、これは研修代替教員の定数の確保がだめだったのか、

(理事高橋富君退席、委員長着席)
あるいは周知徹底等の点で問題があつたのか、そんなことを想像するわけでございますが、どうなんでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように出願者が全くなかつた県が三県あつたわけでございまして、これらの三県でなぜ出願がなかつたかということについては、事情は必ずしも明らかではありませんが、それは私も、別に各県におけるいわゆる定数措置等がとれないという理由

によるものではないともちろん思っております。先ほど申し上げましたように、今回の場合には、募集要項が大学から発表されたのが七月十日でございまして、ちょうど夏休みの時期にかかつていふと、若干行き届かないところがあつたのかも、それはないと思つておりますけれども、特段にこの三県について問題があつた結果、出願者がなかつたということではなかつたと思つております。

○柏原ヤス君 兵庫県からは二十九人の合格者を出したということですが、またその反面、無合格県、こういうのも十県あると聞いております。兵庫県のように二十九人も入ると、一人も入らないと、非常に格差が大きいと思つております。こうした点についてどういふふうにお考えになっていらつしやるか。この大学が現職の教員の再教育を目的にしていふ、また研究の充実を主眼としていふ、こうした点を考える、無合格者の県があるということ、地域格差というのには好ましくないと、こういうふうに思いますが、これに対して文部省としてはどんなお考えを持つて見ていらつしやるか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、兵庫県からは八十五人が応募をして、二十九人が合格をするという状況でございまして、合格者の全くない県が十三県ございまして、もちろん姿としては全国各県から御希望があれば、この大学を受験していただいて、全国各県にそれぞれ合格される方がいるというのが望ましい姿であらうと思つておりますけれども、しかし、これは大学であつて、大学の試験の結果によつて、合格者が残念ながらない県が出るというのは私はいはし方のない姿であらうと思つて、議論としては、むしろ各県にいわば数を割り当てて、それでやつたらどうかという議論が全くないわけではなかつたかと思つて、そのことは私ははかりなつて大学の大学としての性格をゆがめる結果になりかねないと思つております。おいおい期間を重ねていけば、

おのずから私は全国的な分布というものはあるべきところに落ちついていくと見ておりますし、また、大学である以上は、繰り返しになりますけれども、大学が公正な入学者選抜に従つて、しかるべき者を入学させていくという現在の方針を貫いていかれるのがよろしかろうと思つておるわけでございまして。

○柏原ヤス君 改正案で北海道大学に医療技術短期大学部が併設され、看護婦の養成及び資格の向上を目指すことになっておりますが、昨年と同じく山口大学にも併設されました。このように年々医学の進歩と、医療技術の高度化、専門化、これに即応した看護婦の養成が求められておるわけで、大変私は結構なことだと思つております。ところが、現在の看護婦の養成は大学、短大、高校または各種学校、養成所、こうしたところで養成された看護婦、非常に複雑な養成コースとなつてしまつたわけですが、これに対して見直すとか、再編成をする必要があるか、この点どうお考えになつていらつしやるか。

○政府委員(佐野文一郎君) 確かに、現在看護婦の養成機関のあり方というのはかなり多様でございまして、その多様な養成状況の中から、看護婦の養成についてはより高度のレベルで、短期大学、場合によつては四年制の大学における養成のあり方が望ましい方向であつて、その方向での努力をすべきであるという御指摘がこれまでたびたびあつたわけでございまして。文部省としては、現在の養成のあり方を再編成をするということは、これは言うべくしてきわめて困難なことであり、わが方が対応するのは、いま先生御指摘になりましたように、医療技術短期大学というものを、逐次大学と協議しながら設置をしていく、それによつて看護婦の養成のあり方、あるいは指導者の養成のあり方というものを整えて、より高度のものにしていく。さらに千葉大学に看護学部をつくつておられますけれども、そうした学部レベルでの看護婦の養成というよりも、むしろ看護婦の指導者の養成というべきでございまして、

も、そういった点についてもさらに配慮をしていく。そうした全体としての看護婦の養成のレベルのアップというものを、文部省が短期大学、あるいは四年制大学、場合によっては修士課程の大学院というものを通じて実現をしていくということに対応をする、そういう方針のもとにこれまで十の医療技術短期大学を設置するというような施策を進めてきたわけでございます。

○柏原ヤス君 看護教諭の問題についてお尋ねいたします。

今回の改正によって、弘前大学と岡山大学の両養成所が廃止され、ここで九つあった国立看護教諭養成所が廃止されたわけで、四年制の看護教諭養成課程になったわけですが、先に卒業している三年制の養成所出身の看護教諭と、四年制の大学出身の看護教諭との間に、差別といったようなものが出てくるおそれはないかと、こう思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) もちろん、現実の姿としては、四年制大学を卒業した者と、従来の養成所を卒業した者との間では、修業年限等の差もございまして、相違はあるわけでございます。先ほどもお答えをいたしましたように、免許状をとるものの中で圧倒的に多いのは、短期大学を卒業した人たちでございます。それらの間における処遇の差というものは、それは、私は、そういう養成のあり方に応じたものとしてあるということ、それは認めなければならぬと思っております。したがって、これからは先ほど申しましたように、看護教諭の養成に当たつての質的なレベルの向上というものに私どもは力を入れて、対応していかねばならぬと思つて、また、一たん世の中に出た方々が、再び今度は四年制の大学でさらに勉強をされたらというときに、編入等の措置等が十分できるように配慮というものを講じていかなければならぬ、そのように考えております。

○柏原ヤス君 次に、今回の改正案によって、新潟大学、金沢大学、岡山大学がそれぞれ法文学部が改組され、文学部、法学部、経済学部等の学部

が新設されるわけですが、それに伴って、それぞれの学部に対応した事務組織、これを置くべきであると思つて、実情はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学のいわゆる事務局、特に学部における事務部のあり方というものを、どのように整えていくかということ、これは、極めて困難な定数事情のもとにおいて、大学の教育研究に支障のないように事務のあり方を整備をしていかなければならないという状況にございまして、かねて私どももそのことについては苦心をされているわけでございます。新しく学部を改組して、従来の学部を順次独立をさせるというような場合には、これまで、一つの事務部で対応するというところで措置をまいりました。今回の法文学部の改組に当たりまして、事務部については一つの事務部で対応する、もちろん学部の教育研究に支障が出ないように、その事務部のあり方については必要なる事務長補佐を設置をするというふうな対応はいたしております。そういう方向で事務の合理化、あるいは効率化というものを図つてまいりたいと思つておるわけでございます。

○柏原ヤス君 基本的には学部ごとに事務部がなければならぬと思つて、新設の学部ができて、事務部は合同でやるとか、そうしますと、いままでの既設の学部の場合には単独で事務部がある、非常に不合理、こういう点は今後全体的な見直し、合理化、こうしたものをやるべきだと思つて、そういうことはお考えになつていらつしやいませうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 先ほど申し上げましたように、大学における事務組織のあり方そのものについて、大学の教育研究組織のあり方との関連は十分考えながら、効率的な組織編成について全体として工夫をすべき点があるわけでございます。これまでも医学部の事務部と付属病院の事務部を一体化するような工夫もしてまいつておるわけでございます。もちろんこうした分離、改組の際の事務部の一体的な処理ということにつきま

しても、そういった線上で考えていることでございまして、これらが今後十分機能していくかどうか、学部の方の教育研究の要請に對して、一体化された事務部というものが十分に対応できるかどうか、その辺のところはこれから実施の経緯を見ながら、補正すべきところは補正をしていかなければならないと思つておりますけれども、先ほど申し上げておりますような事務の一元化による合理化、効率化というものの趣旨というものは、これは新しく分離、改組をする場合だけではなく、大学の事務局全体の問題として考えていかなければならないことではございません。ただ、現在私どもが既設の事務部についてもそれをさらに統合をするというような案を具体的に持っているわけではございませんが、問題意識としては大学の事務局のあり方全体について常に検討を加えていかなければならない課題であると思つておるわけでございます。

○柏原ヤス君 ありがとうございます。

○有田一寿君 私は今度の七月の参議院の改選に立候補いたさないことになってありますので、あるいはきょうともう一回ぐらいあるかないか、最後の質問になると思つて。

時間が短時間ですが、大学の問題だけについてお聞きするわけですが、振り返つてみますと、私はこの六年間、経済界出身でありましたけれども、この文教委員会以外の常任委員会に所属したことはありません。党は幾つかわりりましたが、これは皆さまの御協力によつてここに席をすつと置かしていただいたわけでございます。その経験から振り返つてみますと、最初にお述べたような言い方で恐縮ですが、文部省——次官以下各局長、私も多少ほかの省の幹部の方をわりによく知つておりますけれども、まさるとも劣らない、特に人柄、責任感、それから勉強においては、私は文部省としては大変なつぱだといふふうには、直な感想を持つておることだけは最初に申し上げさせていただきます。

が、そういった線上で考えていることでございまして、これらが今後十分機能していくかどうか、学部の方の教育研究の要請に對して、一体化された事務部というものが十分に対応できるかどうか、その辺のところはこれから実施の経緯を見ながら、補正すべきところは補正をしていかなければならないと思つておりますけれども、先ほど申し上げておりますような事務の一元化による合理化、効率化というものの趣旨というものは、これは新しく分離、改組をする場合だけではなく、大学の事務局全体の問題として考えていかなければならないことではございません。ただ、現在私どもが既設の事務部についてもそれをさらに統合をするというような案を具体的に持っているわけではございませんが、問題意識としては大学の事務局のあり方全体について常に検討を加えていかなければならない課題であると思つておるわけでございます。

があり得るものならば、そういうことで進めたいような内容でございまして、そういうシス、テムになつておられません、全部執行部、行政府である文部省に尋ねる形でしか質疑ができない、まことに残念ですけれども、そういうことでありますので、他の委員の方々が発言したことで多少違ふ、あるいはねらいは同じかも知れませんが、角度は違つた角度から質問させていただくことになると思つて。

まず最初に、大学の格差ということが先ほどから論議されております。私は地方大学を充実するその他、これはもう当然のこととして結構でありますけれども、大学の格差というものは、高等学校もそうですが、なくならないと思つて、それは先ほど文部大臣がおっしゃいましたように、それぞれ古い大学にはそれなりの知識の集積、伝統等があるということを申されましたが、それもそうでありまして、そのほかに卒業生がおります。もちろん在校生もおります。そして大学格差をなくす方がいいのかどうかということもありません。私は自由競争社会と、この民主主義社会というものは、個人も競争原理のもとに生きているわけですが、これは大学といえども当然そういうものの方が競争原理が働いてそれぞれ進歩発展する。ただ、余りに過度になつた場合にいけないので、そこにいろんな施策が講じられるということが、やはり教育行政を扱われる場合、考えをお持ちいただいた方がいと思つて。

一昨年でしたか、ここでその問題を私質問したことがあるんですけども、大学の格差を本当になくすのなら方法はございまして、一つは大学区をつくればいいんですけども、いわゆる学区制を設ける。それから抽せん制にするというところにすれば、これはもう完全な平等になると思つて、しかし、学区制がとれない。これはなかなかむずかしい問題だと思つて、それから抽せん制にすれば、果報は寝て待つてというような風が青年の間に行き渡るといふこともありましよう。それもできな

い。そうすれば入学試験をやさしくする、やさしくすれば偶然が働く。むずかしくすればいいと申しますが、むずかしくすればまた偶然が働く。そうすると、入学試験は偶然が働かないことが基本でなきゃならないと思うから、要は格差というものはその口で言うほど簡単になくならないと思うんです。第一、春になると決まったように週刊誌、新聞等が本年度の東大合格者百人に聞きましたとか、あるいはテレビでもあなたは塾に通いましたか、通いませんかとか、いかにも浪人して塾にでも通えば東大に入れる、あるいは旧制帝大に入れるんだというようなことであります。これは商業主義ですから、特に週刊誌等は売ればいいわけですから、無責任にやる。しかしここに国民の気持ちの一端があらわれているような気がするんですが、どうでしょうか。東大が本当になくなった方がいい、旧制大学もなくなつた方がいいのなら、第一、マスコミがあとまで東大だ、国大だと言つて持ち上げたりする必要はないと思うんです。さいの河原のようなもので、ここでいつも格差は正、あるいは旧制帝大と交わらないように他の地域大学をやれというようなことを言いますけれども、必ずしもそうなつていない。今後もあることではないであろう、またなくなつてもいいであろう。ただ、そのときどうすればいいんでしょうか。そのまま放置していいと思いませんが、その場合多少のいろんな面の弊害が出ると思ひます。それが、それについてはどういうふうな、特に国立大学について御指導なさつたらいいとお考えでしょうか、お聞きしたい。

○政府委員(佐野文一郎君) 格差は正とこの持つ意味がきわめてむずかしいということ、先ほどお答えをしたところでございます。私どもが一番警戒をしなければならぬ点が二つあると思ひます。一つは格差は正と云うような名をもつて、いわばとうとうとして平準化が求められるというところであり、高等教育が普及をし、いわゆる大衆化と言われるような状況になつてまいりますと、勢い世の中の求めるところがむしろ平準

化の方向に動くということ、日本だけではなくて、欧米諸国にも共通したきわめて警戒すべき事象であるとして、識者の指摘されているところであり、そういうことではなくて、やはり各大学のピークを立てながら、しかも全体としてレベルのアップを図つていくという努力を、どこまで限られた予算、人員の中で確保をしていくことができるのか、そういう配慮のもとで地方の大学の充実ということに留意をしていかなければならないという点があると思ひます。それからもう一つは、やはりほうほうつておけばそれぞれの大学は、言葉は多少語弊がありますがけれども、東大的な総合大学の方向を指向しがちでございます。しかし、その方向はわが国の高等教育の全体を考へていく場合に、決して望ましい方向では私はないと思ひます。やはりそれぞれの大学が、もちろん学部が一つ、二つというような状況というのは、地域の要請を考へ、それぞれの地域における学問研究の要請を考へて、整備をしていかなければなりませんけれども、すべての大学を同じような形で、同じような学部構成を持つた大学として整備をしていかなければならないということは、決して高等教育の整備の場合の向かうべき課題になつてはならないことと思ひます。それぞれの大学で十分にお考へをいただき、私どもも考へて、それぞれの大学がやはり特色を持った発展をすることができるような方向と云うものを求めていただく、それを国としてもできるだけ応援をしていく、そういう方向をとりながら、わが国の全体の高等教育のあり方と云うものを整へていく。そういう方向を常に指向していかなければならないと考へながら、大学の格差の問題には対応しているつもりでございます。

○有田一寿君 東大ほか、いわゆるうらやまれておるような大学の責任はそれだけ私は大きいと思ひます。したがつて、昭和四十四年でしたか、大学紛争が起りまして、それ以後二、三年の間に、東大を初め、京都大学等からも四十に余る大学改革案が提案され、私ども承知してありますが、わりに

実施に移されてないと思ひます。まあそれはお聞きしますけれども、それは、教授会の権限が強いということであろうと思ひますが、私は、東大ほかキャンパスの中が、一つの教育の理想的な姿がここに顕現されていくことであらば、大学格差云々はこれほどみなから批判的な目をもつて見られることはないのではないかと。そうでないがゆえに批判が強いんだと。単なる点取り虫だ、人格的な面において欠陥ありと、青白き秀才ではないかと、入つて五月ごろは自殺するものもある、そういうのが社会に出て何の役に立つというような批判が必ず出てまいります。だから、これは大学の中、これは教授以下、私はきつちりした教育をなさる必要があると思ひますが、これはいづか本会議のときも私は聞いたことがありますけれども、たとえば、大学の精神病棟、あるいはその後文学部の火災事件等ありましたね。そのときに、それぞれ教授は処罰された、文学部長だとか事務長とかは処罰されたけれども、はつきり言へばこの十一、二年の間、大学紛争が始まつて以来、学生で処罰された者はまだかつて一人もいないということ、これはどうにもおかしい。これは学則がないのか、処罰規則がないのか。それともそれはあるけれども、適用すればまた紛争が起りそうだから中腰になつておるのか。それともそういう処罰すべきネタは全然ないということなのか。そこら辺も理解に苦しむところでありまして、要するに甘やかしているというふうなことでありうと思ひます。これはそういうことで、処罰云々は本筋の議論しているわけではありませんが、ただ、目につくのがそういうところがつくと、したがつて、局長から教へていただきたいのは、単位の互換性だとか、第三者機関によつて教授も五年なら五年、十年なら十年ごとに一遍審査してみらんだとか、講座制の縦割りをもう一つ緩めらんだとか、いろいろ出ました。どういふ面が改革されたでしょうか。それからまた、今後どういふ面は改革されることが望ましいとお考へてでしょうか。それをお答えいただきたい。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、大学紛争の当時、各大学は自律的にしろ、あるいは他律的にしろ、多くの改革案の検討をし、それが公にされたわけであり、文部省としては、それぞれの大学が自主的な改革を推進しやすくするように、四十五年以降逐年にわたつて、いわゆる大学制度の弾力化を行つて、カリキュラムの組み方なり、あるいはいま御指摘の単位互換なり、そういう方向での大学の自主的な努力ができるだけ促進されるような措置をまず制度的な枠組みについて講じてまいつたわけであり、

これまでに実現をされてるさまざまの改革の試みというのは、それは大学院のレベルにおいて、いわゆる新しく行われた制度の弾力化というものを活用して、独立研究科、あるいは独立専攻と言われるような、従来になつた学際的な学問分野に挑戦をする研究科、専攻が幾つも設けられるようになっておりますし、そういうことを通じて従来の学部、学科間のいわゆる壁というものを乗り越える共同研究というような機運は出てまいつておりますし、それに並行して、従来の狭い講座制をより弾力的に大講座制に組みかえて、その中における研究をより活発に進めようというような試みも起つていっているわけであり、

そのほか単位の互換についても、大学として制度的な取り組みは多くの大学で行われております。もちろん、実際問題として単位の互換が進行している状況というのはまだ決して十分ではありません。国外あるいは国内を通じてかなりの進展は見えておりますけれども、完全に幾つかの大学が対等の関係で単位の互換の関係を結ぶ、そういうところまではなかなかないか。どうしてもそれぞれの大学の特色と云うものが十分に発揮されない限り、単位の互換と云うのは一方通行のようになりがちでございます。そういう状況がまだかなり見受けられるわけでございます。しかし、こうした方向と云うのは、私は私かなり事柄としては動いてきていると思ひます。それから、これから大学が取り組んでいかなければならないことと

いうのは、そうした教育研究の組織をどのように整えるかということももちろんありますけれども、それ以上に、やはりいま指摘をされている教官の人事の閉鎖性の問題であるとか、あるいは非常に大衆化した状況のもとにおける学生の教育について、もっと大学が積極的に取り組んでいく。研究も大事ですけども、より教育というものについて大学の教官が意識を持って対応していくというような、そういう方向というものがじみちな改革の努力として進められていってほしいと考えているわけでございます。

○有田一壽君 教育のことは一日にしてならずと思っておりますから、そう焦る気持ちもありませんし、またそれぞれいろんな方々の意見があることですから、文部省に対してそれ以上詰めることはいたしません、ただ先ほど小巻委員からもちよつと出ておりましたが、大学は学の方のうをきわめるところだ、学部は。そういうふうにお考えですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 学校教育法の大学の目的に規定があることは十分に承知しておりますけれども、やはり大衆化した現在の高等教育のもとにおいては、大学というものは私は三つの機能を持つと思ひます。

一つは、学問研究の水準を維持をし、その学問研究の後継者を養成をしていくという仕事であり、もう一つは、すぐれた、高度の専門的職業人を養成をして世に送り出していくという仕事であり、それからもう一つは、いわばわが国の文化というものを広く後代に伝えていく。教養、文化というものの伝達というものが大学の機能として行われていく、その三つの機能を、ある場合には大学が分担をし、あるいは一つの大学がそれらの機能をあわせ持つて進んでいくべきものであり、そういうものとして大学の特色のある発展というものを推進をしていかなきゃならぬ、そのように思っております。

○有田一壽君 それで結構であります。大学の機能は三つとも言われておりますし、教育、研究、

社会還元と、この三つを指すと。ただ、私はいまの大学は全部専門学校で、いまの大学院がいわゆる大学だということはいんじやないかということもかつて申し上げたことがあります。戦前の学生の数が、数年前の統計ですが、七万人、いまの大学の先生の数が七万人ということですから、量的拡大が図られれば質的に低下を来すということとは争えない事実だと思つたので、私はいまの大学は大衆化された大学は、決して学の方のうをきわめるものではない、文言にどう書いてあるかは別として、現実的対応としては必ずしもそうではないと思つておられます。

何が言いたいのかと申しますと、英才教育のことなんでしょう。英才教育とか、エリート教育とか言つても、もうこれは袋だたきになります。またなつてきました。先ほどから宇宙開発の話も出ておりますけれども、社会にはいろいろあるわけですね。ですから遅進児だとか、身体障害児だとか、そういう人たちに対して養護学校を義務化したたり、あるいは小人数にして教職員を充てたりして、手厚い手だてを講ぜなければならぬということ、これはもう当然で、現にいまやられておるわけです。しかし一方、能力のある生徒、学生を足踏みさせないように、能力は十分伸ばしてやる。そして他日国際的に見ても、日本の科学者も非常に進んでおる。何もこれは軍事だけじゃなく、平和産業の面でも進んでおるといふふうには尊敬されるようなやつぱり科学者もどんどん生まれてこなきゃならないと思つたので、足踏みさせないということ、私は常に考えておかなければいけないのじやないだろうか。そうしないと無責任になる。いまは影響なくたって、二十年三十年たつたときに、これ効果が出てきますから。たとえ身体障害者をおる企業に雇う、雇わなきゃいかぬ、義務づける、それはそれと大いにいいことですが、その企業を経営していく者、これを強者だとすれば、身体障害者は弱者だとすれば、その弱者を引上げ上げる強者というものを育てずして、みんな弱い者がばかりが落ちあふれたとき、これを平均化し

た、民主化したという言葉で呼ぶとすれば、全く甘えた社会だと私は思つておられます。だから、それは教育の中でやつぱり両面常に考えていかなきゃならぬ。それはできていないように思つておられますが、いかがでしょうか。大臣にひとつお答えいただきたいましよう。

○国務大臣(谷垣專一君) これは私はできていないと言つても間違つておるんじゃないかと実は思つておられます。確かにあらゆる人たちが教育の機会を奪わないようにして、教育の開かれた機会というものを与えていくという考え方は、私は非常に正しいと思つておられます。その中からそれが質的に低くなるのか、あるいは高くなるのかという問題はございませうけれども、多く広げられた教育の機会というものの中から、私は能力のある方々が出てまいると思つておられます。問題は、その能力のすぐれた、何がすぐれたかというところが一つ問題になると思つておられます。そこに一つの大きな問題があると思つておられます。そういう方々にどういう環境、あるいはチャンスを与え得るかという問題が、いま先生の御指摘になつておる問題の重点であるように思つておられます。すぐれた能力を發揮するには二つあると思つておられます。一つはいま言つた教育の機会均等、あるいは資産がなければ入れないというふうなそういうものでない、非常に広げられた教育の機会が与えられるというところ、これがやつぱり一番大きな私はあれだと思つておられます。そのあとではただ能力のすぐれた者がやつていくか、これは逆に能力が先天的に劣つておるような方々に対しても、いわゆる落ちこぼれをしないような形だとか、あるいは努力の足りない諸君には落ちこぼれないような努力を足ると同時に、またもつと能力のある諸君がそういう教育を受けられるというふうな必要は私は十分考えられることだと思つておられます。ただ、それが一重点的にやるのかどうかという問題、あるいはそのことが本当に政策としてやり得るのかどうか。小学校の六年コースを五年なり、四年なりにして上へ上げると、中学校のコースをもつと短く

してそして上へ上げるというようなことが戦前も行われたやうであります。果たしてそれが言つたような教育の目的を達するやうなことがなつたのかどうかという手段、方法が非常にこの問題はむずかしいと思つておられます。たとえば大学院の制度にいたしましても、いまオーバードクターという問題が言われておりますが、果たして大学院制度というものが本当に当初のやうな目的のとおり動いておるのかどうかということも一つ問題があると思つておられます。大学院制度をもつとよくしていこうという努力そのものも、私はすぐれた能力のある諸君がもつと伸びていくことであると思つておられます。いろいろな方法があるだろうと思つておられます。そこらには私はいまの教育の体系の中でも全然できていないのではない。十分には言えぬまでも、そういうチャンスが与えられるやうになつておるやうに思つておられます。科研費が非常に増大されるということも、きょうは大分議論がありました。科研費が増大されて、そして重点的にそういう研究のところへ持つていかれるということ自体だつて、その面におけるすぐれた方々の私は非常に大きな支えになつておると思つておられます。いろいろな問題が必ずしも何もチャンスが与えられていないのではない、こういうふうには思つておられます。私がこんなことを申し上げるのは、要するに英才教育というものが、英才とは何であるのかという基本的な教育の課題がはつきりしないかということであり、私自身にはつきりわからぬということであり、私自身のことです。大臣になりましてから方々の方々の御意見を聞きまして、皆それぞれの思いでやつておられる。余りいろんなこの概念なり、手段なりがはつきりしないやうな問題がある。ただ問題の意識としてはそれを持つておられるということ、これは私は思つておられます。またそれだけむずかしい問題であろうと私自身は考えておられます。したがつて、これはいつも問題意識を持つていなきやならぬなという感じで、この問題を考えておるところ

でございまして、どうも大変未熟ですが、そのぐ
らいの考え方しか申し上げかねる段階でございま
す。

○有田一寿君 日本人はIQと比べても大変優
秀で、世界の各民族、国民に比べても、決して
劣っていない。むしろある意味ではすぐれてい
ると思ひますし、それからまた教育熱心というも
の長い間の伝統で、これも他国にひけはとらな
い。だから、ほっておいても、それはいろいろ経
済界で間違い起こそうと、教育界がいろいろ間違
いを起こそうと、文部省が間違いを多少起こそう
と、政界が余り模範にならないようなことをしよ
うと、やはり進むものは進んでいくんですよ。現
に進んできたし、今後も進んでいくと思ひます。

ほくは日本人はそれだけの知恵もありますし、こ
なすだけの能力もある。もつと言えどもとんど遺
伝で決まると、教育の効果は二割か三割しかない
とさえ言われて、これは教育者をばかにした話で
すけれども、現実はそのようなことも言われてお
りますから、私は余りそれは文部大臣のおつしやる
ように英才教育と言ふ必要はないと、これはもう
同感でございまして。それで私もう、頭の中に
それだけ置いて、すぐれた者も足踏みをさせな
いということをおぼえておけば、まあそれはそれで
いいと思ひます。だからこれ以上申しません。

もう一つだけあれしますが、アメリカのNAS
Aで宇宙開発をやったときも、あれだけ多くの官
学、産の共同動作があつたわけですね。日本は長い
間こうやって縦割りの社会的な風土でございませ
うから、なかなか縦の共同がでにくいんですけれ
ども、これからはもつたないと思ひますね。大
学にも付置研究所があり、それから経済界には経
済界で必死になつてやつて、大企業は特に研
究所を持つて、学者は学者でまたやつて、
だから、変な意味の産学共同は、これはもう当然
排除すべきでありませうけれども、もう一步、
二歩やはり産学共同と申しますか、そういうのが
テーマで進んでいけばいいのじゃないかなと
いう感じがします。ほつておつても、これも先ほ

どの文部大臣のお話の延長ですけども、これも
ほつとつたつて必要に迫られてある程度は解決さ
れていきますよ。現にいまでもいっている。ただ、
そこにもう一歩いろいろの意味で意識的に手を加
えることでお進み面があるのじゃないか。そう
しないとお金がそれぞれ独立して使われることも
もつたないなというふうな気がいたします。こ
れは局長どうでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおり、一
時非常に妙な意味での産学共同に対するアレ
ギーのようなものがございましてけれども、それ
は私はかなりなくなつてきていると思ひます。そ
れは率直に言つてそう思ひます。

研究面もそうでございますけれども、学生の教
育の面でも、たとえば新しくできた技術科学大
学では、企業と協力をして、学生の企業における長
期間の実習教育と申しますか、いわゆる校外教育
の実習をするというような形で連携も始められ
ているわけでございます。事例がかなりむずかし
い問題でございます。大学の自主的な姿勢とい
うものが確保され、しかも企業から入ってくる基
金についての適正な経理というふうなものももち
ろん行われなければなりません。そうした大学の
体制をきちつと整えるということの上で立つ
て、現在の大学側の対応をより進めるような問題
提起は私たちもしていかなければならぬと思つて
おります。

○有田一寿君 この産学共同といった場合に、な
かなか抵抗がありました。現在でも多少はあると
思ひますが、だから、産業界から金が出るときに、
それをプールして、個々のテーマに対して直接や
らない、教室に対して直接拠出をしないというよ
うなことがこれは励行されなければならぬとい
ふようなことがこれは励行されなければならぬとい
ふやないかというふうにも思ひますし、西ドイツ
等でも、鉄鋼会社のテイスン等は、大学側に対
してもいろいろ出すものを出して研究開発に当
らして、表面向き聞けばいいと言ひます。ない
んですよ、私も行ってみたいけれども。しかし、実
際は必死になつてやつぱり研究開発に取り組んで

いる。だから日本の方も、国立大学に命令する必
要はないけれども、やつぱり何となくそれも先ほ
どのを頭に置いておれば、逐次そういう気風も
きてくるのではなからうか。また、産業界の方も
すぐ効果を得ようとするのはやり気味のところもあ
りますし、しかしそれはまたエゴですから、それ
を抑えながら行くことというふうなことも、要はそ
う共同ということに対してわが国は余りなれて
いないと思ひます。時間をかけながら少しづつ
やつぱりならしていく必要があるのではないかと
いうふうな思ひます。

それから技術科学大学ですけども、長岡と豊
橋にできました。三年になりますか。その後の経
過を見て第三番目以下は考えようということであ
りました。教えていたきたい。

それともう一つは、その大学に対して三分の一
ですか、職業高校を出た者を六十人ぐらい受け入
れると、言いかえれば職業高校卒業者の入学につ
いて選択科目をふやして、そこに天井に穴をあけ
るといふメリットも強調されたわけですが、その
成果はいかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 技術科学大学は、長
岡のものも、豊橋のものも、私は全体として見れ
ば大学が創設のときに期待された以上に、むしろ
機能を果たしている、両大学にすればそのように考
えておりますし、両大学に対する関係方面の期待
も非常に大きいと思ひます。問題は、これが高等
専門学校教育にどのような影響を及ぼすかとい
う点が一つあります。と申しますのは、従来高等
から大学へ進もうとした者の数が、大体卒業生のま
ざ八割から九割くらいのものでございまして。両技
術科学大学が創設をされて、三年次編入定員が両
方で五百名近くできた。それから、従来どおりそ
れぞれの大学の工学部が編入の態勢をとつてお
りますから、すでに大学へ進学をする高等卒業者の
数というのは約一割に近くなつていくわけであり
ます。そういう状況のもとで技術科学大学をもう
一つつくれるかどうかということについては、現

在そのことを含めて高等専門学校のこれからの整
備振興の方向、あるいは高等と技術科学大学との
かわり合い等について、大学設置審議会の高等
分科会で御検討を実は昨年以來賜つてるところ
であります。もう少しその状況を見て対応を考
えていくべき事柄ではなからうかと思つておりま
す。

それから、高等学校段階——三年次から入つて
くる高等卒業者のところは、大変に私はうまくい
つていと思ひますが、率直に言つて一年生のとこ
ろはかなり問題があります。高等学校、工業高校
の卒業生を推薦入学で受け付けているわけであり
ますが、まあ両技術科学大学で必ずしも同じとい
うわけではありませぬけれども、どうしても工業高
校から推薦入学で入つてくる者の質に、大学に
入つてから問題がなしとしないようでありませぬ。
このことは両大学も非常に問題として意識をし
まして、工業高校側との話し合いを重ねておられ
し、ことは若干の改善と申しますか、実際に受
け入れた生徒の資質の面での向上が見られるとい
うような前進もありませんけれども、やはりどうも
一年のこの受け入れの実質について問題があ
る。そのところは両大学とも問題として意識を
して、率直な状況ではなからうかと思ひます。

○有田一寿君 さらにいまの問題は、一たん発足
したものでありますから、十分な慎重な対応をお
願ひして、私の質問を終わります。

○委員(大島友治君) 他に御発言もなければ、
質疑は結局したものと認めて御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員(大島友治君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより討論に入ります。別に御発
言もないようですから、これより直ちに採決に入
ります。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を
問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大島友治君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

昭和五十五年四月十二日印刷

昭和五十五年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W